

# 一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

事業者名:

受験者名:

## 【注意事項】

1. 試験時間は、50分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。  
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。  
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

北海道運輸局

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記入してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。

【     】

2. 事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。

【     】

3. 旅客自動車運送事業者は前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業報告書を提出しなければならない。

【     】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の平均速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、この記録を三年間保存しなければならない。

【     】

5. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、速やかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。

【     】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

【     】

7. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。

【     】

8. 事業者は、乗務しようとする運転者に対して原則、対面による点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならないが、営業所において乗務を開始または終了する場合であって、早朝・深夜等営業所に運行管理者が不在となる場合については、電話による点呼でも差し支えない。

【     】

9. 事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。

【     】

10. 道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後百日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。

【     】

11. 事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。

【     】

12. 一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。

【     】

13. 事業者は管理の受託及び委託については、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

【     】

14. 事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

【     】

15. 事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

【     】

・以下の各設問の( )内に、正しいと思う語句を[ ]から選択し、記号を( )に記入してください。

16. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、( )の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。

[ ア. 運行管理者 イ. 整備管理者 ウ. 従業員 ]

17. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の( )に努めなければならない。

[ ア. 向上 イ. 維持 ウ. 確保 ]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを( )の日から三年間保存しなければならない。

[ ア. 運送申し込み イ. 運送引き受け ウ. 運送終了 ]

19. 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産の害を賠償することによって生ずる損失にあつては、一事故につき( )以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。

[ ア. 二百万円 イ. 八百万円 ウ. 二千万円 エ. 五千万円 オ. 八千万円 ]

20. 旅客自動車運送事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して( )保存しなければならない。

[ ア. 半年間 イ. 一年間 ウ. 三年間 ]

21. 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年( )までに届け出るものとする。

[ ア. 3月31日 イ. 5月31日 ウ. 7月31日 ]

22. 一般貸切旅客自動車運送事業の業務記録の保存期間は( )間である。

[ ア. 一年 イ. 三年 ウ. 五年 ]

23. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から( )以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

[ ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日 ]

・以下の各設問の( )内に、正しいと思う語句を[ ]から選択し、記号を( )に記入してください。

24. 道路運送法は( )と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の( )の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、( )を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及び利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって( )を増進することを目的とする。

ア. 道路運送車両法 イ. 供給 ウ. 公共の福祉 エ. 道路交通法 オ. 需要  
カ. 事業者利益 キ. 道路運送法 ク. 旅客の利便 ケ. 貨物利用運送事業法  
コ. 輸送の安全 サ. 性別 シ. 貨物自動車運送事業法 ス. 年齢

25. 事業者は、法令により定められた報告書を定められた時期に提出しなければならないが、事業者が提出する下記の報告書の報告期間と提出時期を下欄から選び、括弧内に記号を記入しなさい。

①事業報告書 : 報告期間( )に係るもの 提出時期( )  
②輸送実績報告書 : 報告期間( )に係るもの 提出時期( )

ア. 毎事業年度の経過後100日以内 イ. 毎年5月31日まで ウ. 毎事業年度の経過後120日以内  
エ. 毎年7月31日まで オ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間 カ. 毎事業年度  
キ. 前年4月1日から3月31日迄の期間 ク. 前年10月1日から9月30日迄の期間

26. 旅客自動車運送事業者の運転者に関する要件は、次のとおりとする。

・( )歳以上であること。  
・普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転の経験の期間が通算して( )以上であること。  
・運転する事業用自動車の種類に係る( )に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。

ア. 一九 イ. 二十 ウ. 二十一 エ. 二十二 オ. 二十三 カ. 二十五  
キ. 一ヶ月 ク. 三ヶ月 ケ. 六ヶ月 コ. 九ヶ月 サ. 一年 シ. 三年  
ス. 五年 セ. 道路交通法 ソ. 道路運送法 タ. 旅客自動車運送事業運輸規則  
チ. 旅客自動車運送事業等報告規則 ツ. 道路運送車両法

27. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が( )で定めるところにより、主として運行する路線又は( )の状態及びこれに対処することができる( )並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を( )し、かつ、その記録を営業所において( )保存しなければならない。

ア. 三年間 イ. 通達 ウ. 経路 エ. 法 オ. 申請 カ. 自動車  
キ. 教育 ク. 告示 ケ. 通達 コ. 五年間 サ. 運転技術 シ. 省令  
ス. 報告 セ. 一年間 ソ. 記録 タ. 届出 チ. 営業区域 ツ. 運転者

・以下の各設問の( )内に、正しいと思う語句を[ ]から選択し、記号を( )に記入してください。

28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び( )の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の( )に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。

29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ( )に運輸を遂行するように努めなければならない。

30. 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の( )の確保のために遵守すべき事項及び( )についての規律を定めなければならない。

※問28～問30 共通選択肢

ア. 運行の安全    イ. 乗降装置    ウ. 天候    エ. 定期日    オ. 適切な時期  
カ. 地点    キ. 幅員    ク. 灯火装置の点灯    ケ. 交通    コ. 点検    サ. 状態  
シ. 異音    ス. 迅速    セ. 事故    ソ. 登録基準    タ. 丁寧    チ. 走行距離  
ツ. 乗務員等のサービス    テ. 継続    ト. 技術の向上

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について(解答)

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記入してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。(道路運送法第3条)

【 × 】

2. 事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。(旅客自動車運送事業運輸規則第15条)

【 × 】

3. 旅客自動車運送事業者は前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業報告書を提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

【 × 】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の平均速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、この記録を三年間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第26条)

【 × 】

5. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、速やかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第16条)

【 ○ 】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。(道路運送法第9条の2、同法施行規則第10条の2)

【 × 】

7. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第50条)

【 ○ 】

8. 事業者は、乗務しようとする運転者に対して原則、対面による点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならないが、営業所において乗務を開始または終了する場合であって、早朝・深夜等営業所に運行管理者が不在となる場合については、電話による点呼でも差し支えない。(旅客自動車運送事業運輸規則第24条、運輸規則の解釈及び運用)

【 × 】

9. 事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。(道路運送法第36条)

【 × 】

10. 道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後百日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7)

【 ○ 】

11. 事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)

【 × 】

12. 一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。(道路運送法第14条)

【 ○ 】

13. 事業者は管理の受託及び委託については、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(道路運送法第35条)

【 × 】

14. 事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(道路運送法第38条)

【 × 】

15. 事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条)

【 × 】

・以下の各設問の( )内に、正しいと思う語句を[ ]から選択し、( )に記入してください。

16. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、( **イ: 整備管理者** )の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

[ ア. 運行管理者    イ. 整備管理者    ウ. 従業員 ]

17. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の( **ア: 向上** )に努めなければならない。(道路運送法第22条)

[ ア. 向上    イ. 維持    ウ. 確保 ]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを( **ウ: 運送終了** )の日から三年間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2)

[ ア. 運送申し込み    イ. 運送引き受け    ウ. 運送終了 ]

19. 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産の害を賠償することによって生ずる損失にあつては、一事故につき( **ア: 二百万円** )以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。(旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示第1号口)

[ ア. 二百万円    イ. 八百万円    ウ. 二千万円    エ. 五千万円    オ. 八千万円 ]

20. 旅客自動車運送事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して( **イ: 一年間** )保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第3条)

[ ア. 半年間    イ. 一年間    ウ. 三年間 ]

21. 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年( **ウ: 7月31日** )までに届け出るものとする。(旅客自動車運送事業施行規則第66条)

[ ア. 3月31日    イ. 5月31日    ウ. 7月31日 ]

22. 一般貸切旅客自動車運送事業の業務記録の保存期間は( **イ: 三年** )間である。(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)

[ ア. 一年    イ. 三年    ウ. 五年 ]

23. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から( **イ: 十五日** )以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。(道路運送車両法第52条)

[ ア. 十日    イ. 十五日    ウ. 三十日 ]

・以下の各設問の( )内に、正しいと思う語句を[ ]から選択し、記号を( )に記入してください。

24. 道路運送法は( **シ: 貨物自動車運送事業法** )と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の( **オ: 需要** )の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、( **コ: 輸送の安全** )を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及び利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって( **ウ: 公共の福祉** )を増進することを目的とする。(道路運送法第1条)

ア. 道路運送車両法    イ. 供給    ウ. 公共の福祉    エ. 道路交通法    オ. 需要  
カ. 事業者利益    キ. 道路運送法    ク. 旅客の利便    ケ. 貨物利用運送事業法  
コ. 輸送の安全    サ. 性別    シ. 貨物自動車運送事業法    ス. 年齢

25. 事業者は、法令により定められた報告書を定められた時期に提出しなければならないが、事業者が提出する下記の報告書の報告期間と提出時期を下欄から選び、括弧内に記号を記入しなさい。  
①事業報告書 : 報告期間( **カ: 毎事業年度** )に係るもの 提出時期( **ア: 毎事業年度の経過後100日以内** )  
②輸送実績報告書: 報告期間( **キ: 前年4月1日から3月31日迄の期間** )に係るもの 提出時期( **イ: 毎年5月31日まで** ) (旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

ア. 毎事業年度の経過後100日以内    イ. 毎年5月31日まで    ウ. 毎事業年度の経過後120日以内  
エ. 毎年7月31日まで    オ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間    カ. 毎事業年度  
キ. 前年4月1日から3月31日迄の期間    ク. 前年10月1日から9月30日迄の期間

26. 旅客自動車運送事業者の運転者に関する要件は、次のとおりとする。

・( **ウ: 二十一** )歳以上であること。  
・普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転の経験の期間が通算して( **シ: 三年** )以上であること。  
・運転する事業用自動車の種類に係る( **セ: 道路交通法** )に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。(道路運送法第25条、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令)

ア. 一九    イ. 二十    ウ. 二十一    エ. 二十二    オ. 二十三    カ. 二十五  
キ. 一ヶ月    ク. 三ヶ月    ケ. 六ヶ月    コ. 九ヶ月    サ. 一年    シ. 三年  
ス. 五年    セ. 道路交通法    ソ. 道路運送法    タ. 旅客自動車運送事業運輸規則  
チ. 旅客自動車運送事業等報告規則    ツ. 道路運送車両法

27. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が( **ク: 告示** )で定めるところにより、主として運行する路線又は( **チ: 営業区域** )の状態及びこれに対処することができる( **サ: 運転技術** )並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を( **ソ: 記録** )し、かつ、その記録を営業所において( **ア: 三年間** )保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第38条)

ア. 三年間    イ. 通達    ウ. 経路    エ. 法    オ. 申請    カ. 自動車  
キ. 教育    ク. 告示    ケ. 通達    コ. 五年間    サ. 運転技術    シ. 省令  
ス. 報告    セ. 一年間    ソ. 記録    タ. 届出    チ. 営業区域    ツ. 運転者

・以下の各設問の( )内に、正しいと思う語句を[ ]から選択し、記号を( )に記入してください。

28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び( **ケ: 交通** )の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の( **サ: 状態** )に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。(旅客自動車運送事業運輸規則第28条)
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ( **ス: 迅速** )に運輸を遂行するように努めなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第2条)
30. 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の( **ア: 運行の安全** )の確保のために遵守すべき事項及び( **ツ: 乗務員等の服務** )についての規律を定めなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第41条)

ア. 運行の安全    イ. 乗降装置    ウ. 天候    エ. 定期日    オ. 適切な時期  
カ. 地点    キ. 幅員    ク. 灯火装置の点灯    ケ. 交通    コ. 点検    サ. 状態  
シ. 異音    ス. 迅速    セ. 事故    ソ. 登録基準    タ. 丁寧    チ. 走行距離  
ツ. 乗務員等の服務    テ. 継続    ト. 技術の向上